



熊本県公報

号外 第24号
令和6年(2024年)
3月29日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

規 則		
○熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則	(人事課)	1
○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令	(人事課)	2
○熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	12
○熊本県家畜保健衛生所処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	13
○熊本県産業技術センター処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	13
○熊本県職員被服類貸与規程の一部を改正する訓令	(〃)	14
○熊本県立技術短期大学校処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	14
○熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令	(〃)	14
○熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令	(〃)	15

規 則

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第11号

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則
熊本県衛生事務に関する委任規則(平成3年熊本県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第24号中ハをフとし、ナからノまでをヌからヒまでとし、トの次に次のように加える。

ナ 法第44条の3の2第1項(法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者に係る医療費の負担について決定すること。

ニ 法第44条の3の3第1項(法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により療養費の支給を決定すること。

第1条第1項第24号に次のように加える。

ヘ 法第50条の3第1項の規定により新感染症外出自粛対象者に係る医療費の負担について決定すること。

ホ 法第50条の4第1項の規定により療養費の支給を決定すること。

第1条第2項第3号ヌ中「第46条の2第1項ただし書」を「第46条の5第1項ただし書」に改め、同号ヒからヘまでを削り、同号ハ中「第46条の4第7項第4号」を「第46条の8第4号」に改め、同号ハを同号ヒとし、同号ノを削り、同号ネ中「第46条の3第1項ただし書」を「第46条の6第1項ただし書」に改め、同号ネを同号ハとし、同号ヌの次に次のように加える。

ネ 法第46条の5第6項ただし書の規定により管理者の一部を理事に加えないことを認可すること。

ノ 法第46条の5の3第2項の規定により一時役員の職務を行うべき者を選任すること。

第1条第2項第3号中ホをフとし、マをへとし、その次に次のように加える。

ホ 法第54条の9第3項の規定により定款又は寄附行為の変更を認可すること。

マ 法第54条の9第5項の規定による変更した定款又は寄附行為の届出を受理すること。

第1条第2項第3号ヤ中「第57条第5項」を「第58条の2第4項(法第59条の2において準用する場合を含む。)」に、「合併」を「吸収合併」に改め、同号中ヲをントし、リからワまでをルからヲまでとし、ラの次に次のように加える。

リ 法第69条の2第2項の規定による報告を受理すること。

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に効力を有する知事が行った処分その他の行為(改正後の第1条第2項第3号リに掲げる事務に係るものに限る。)は、この規則の施行の日以後においては、熊本県八代保健所長、熊本県菊池保健所長、熊本県御船保健所長、熊本県宇城

保健所長又は熊本県天草保健所長が行った処分その他の行為とみなす。

訓 令

熊本県訓令第4号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和6年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令
熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 企画振興部の項中

「交通政策・統計局	交通政策課
	統計調査課

を

「交通政

策・統計局	交通政策課
	空港アクセス鉄道整備推進課
	統計調査課

に改め、同表健康福祉部の項中「認知症対策・地

域ケア推進課」を「認知症施策・地域ケア推進課」に改める。

別表第3の3の表交通政策・統計局の部交通政策課の款第4項中「こと」の次に「（空港アクセス鉄道整備推進課の分掌事務に係るものを除く。）」を加え、同款中第10項を削り、第11項を第10項とし、同款の次に次のように加える。

空港 アクセス 鉄道 整備 推進 課	1	熊本空港 への交通の 利便性を高 める鉄道の 整備及び運 行に係る取 組の調整及 び推進に関 すること。					
-----------------------------------	---	--	--	--	--	--	--

別表第3の3の表球磨川流域復興局の部第2項中「五木村」の次に「及び相良村」を加える。

別表第3の4の表健康福祉政策課の部第6項中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6)	災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく応急仮設住宅の供与に関すること（住宅課の分掌事務に係るものを除く。）。						
(7)	その他被災者の住まい確保対策に係る施策の企画、						

調整及び推進に関すること。						
---------------	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の表健康福祉政策課の部中第7項を削り、第8項を第7項とし、同表健康危機管理課の部第2項部（公室）長専決事項の欄中第5号を第10号とし、第4号を第5号とし、同法の次に次の4号を加える。

6 同法第36条の2第1項の規定により公的医療機関等、地域医療支援病院及び特定機能病院の管理者に通知し、同条第3項の規定により公的医療機関等の管理に指示し、同条第2項の規定により医療機関（公的医療機関等を除く。以下この項において同じ。）の管理者に勧告し、同条第3項の規定により医療機関の管理者に指示し、同条第4項の規定により公表すること。

8 同法第36条の7第1項の規定により検査等措置協定を締結した病原体等の検査を行っている機関等の管理者に勧告し、同条第2項の規定により指示し、同条第3項の規定により公表すること。

9 同法第36条の24第1項の規定により対象医療機関に費用の全部又は一部の返還を命ずること。

別表第3の4の表健康危機管理課の部第2項部（公室）長専決事項の欄中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項同欄第1号中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」を「同法」に改め、同号を同項同欄第2号とし、同法の前に次の1号を加える。

1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第14条第8項の規定により指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に届出を求めること。

別表第3の4の表健康危機管理課の部第2項部（公室）長専決事項の欄に次の1号を加える。

1 同法第63条の4の規定により保健所を設置する市の長に入院の勧告又は入院の措置に関し必要な指示をすること。

別表第3の4の表健康危機管理課の部第2項部内局長専決事項の欄中第1号を削り、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同項同欄第6号中「第50条の3」を「第50条の6」に改め、同号を同項同欄第7号とし、同項同欄第5号中「第44条の3の2」を「第44条の3の5」に改め、同号を同項同欄第6号とし、同項同欄中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項同欄第2号中「及び結核指定医療機関」を「、第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関」に、「同条第9項」を「同条第11項」に改め、同号を同項同欄第3号とし、協定指定医療機関の前に次の2号を加える。

1 同法第36条の3第1項の規定により医療機関の管理者と医療措置協定を締結し、同条第5項の規定により公表すること。

2 同法第36条の6第1項の規定により病原体等の検査を行っている機関等の管理者と検査等措置協定を締結し、同条第2項の規定により公表すること。

別表第3の4の表健康危機管理課の部第2項課長専決事項の欄に次の4号を加える。

1 同法第14条第1項の規定により指定届出機関を指定し、同条第6項の規定により指定届出機関の指定を取り消すこと。

2 同法第14条の2第1項の規定により指定提出機関を指定し、同条第3項の規定により検体又は病原体の検査を実施し、同条第7項の規定により指定提出機関の指定を取り消すこと。

3 同法第36条の9第1項の規定により対象医療機関に流行初期医療確保措置を行うこと。

4 同法第38条第2項の規定により結核指定医療機関を指定すること及び同条第11項の規定により結核指定医療機関の指定を取り消すこと。

別表第3の4の表健康危機管理課の部第3項部内局長専決事項の欄第1号中「第3条」を「第5条」に改め、同法の次に次の1号を加える。

2 同法第6条の規定により臨時予防接種を実施し、又は市町村長に接種の指示をすること。

別表第3の4の表健康危機管理課の部第3項課長専決事項の欄第1号を削り、同部中第6項を削り、第5項の次に次の11項を加える。

6 食品衛生に関すること。		1 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第25条の規定により製品検査をす	1 食品衛生監視員等関係法令に定める身分を証する証票を発行すること。			
---------------	--	---------------------------------------	------------------------------------	--	--	--

			ること。 2 同法第63条の規定により食中毒患者等の報告をすること。			
7	食品表示法（平成25年法律第70号）の施行に関すること（食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）第7条の規定により知事に委任された事務のうち、県民の健康の保護を図るために必要な食品に関する表示の事項に関するものに限る。）。					
8	ふぐ取締りに関すること。		1 熊本県ふぐ取扱条例（昭和33年熊本県条例第27号）第8条の規定によりふぐ処理師試験を実施すること。 2 同条例第10条の規定によりふぐ処理師の	1 同条例第5条の規定によりふぐ処理師の免許を与えること。 2 同条例第7条の規定により免許証の書換えをすること。		

			免許を取り消すこと。			
9 製菓衛生師に関する こと。			<p>1 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定により製菓衛生師試験を実施すること。</p> <p>2 同法第7条の規定により製菓衛生師を登録すること。</p> <p>3 同法第8条の規定により免許を取り消すこと。</p>	<p>1 同法第3条の規定により製菓衛生師の免許を与えること。</p> <p>2 製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）第3条の規定による名簿の訂正又は同令第5条の規定による免許証の書換え交付をすること。</p> <p>3 同令第4条の規定により製菓衛生師の登録を取り消すこと。</p> <p>4 同令第6条の規定により免許証を再交付すること。</p>		
10 と畜場及び化製場等に関する こと。		<p>1 と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条の規定によりと畜場の設置を許可すること。</p> <p>2 同法第18条の</p>				

		<p>規定によりと畜場の設置の許可を取り消すこと。</p> <p>3 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第3条の規定による死亡獣畜取扱場の設置を許可すること。</p> <p>4 同法第7条の規定により死亡獣畜取扱場の設置の許可を取り消すこと。</p>				
1 1 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に關すること。	1 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に關する法律（平成2年法律第70号）第3条の規定により食鳥処理の事業（同法第16条に規定する認定小規模食鳥処理事業を除く。）の許可をすること。	1 同法第3条の規定により食鳥処理の事業（同法第16条に規定する認定小規模食鳥処理事業に限る。）の許可をすること。	2 同法第6条第1項の規定により食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可をすること。	3 同法第6条第3項の規定による同法第4条第1項第1号から第3号までに掲げる事項の変更届を受理すること。	2 同法第7条第2項の規定による承継の届出を受理すること。	3 同法第12条第6項の規定による食鳥処理

		<p>許可を取り消し、又は期間を定めて事業（同法第16条に規定する認定小規模食鳥処理事業を除く。）の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p> <p>3 同法第9条の規定により施設（同法第16条に規定する認定小規模食鳥処理事業に係る施設を除く。）の整備改善を命じ、若しくは改善を行う間、施設の全部若しくは一部の使用を禁止し、又は許可を取り消し、若しくは期間を定めて当該食鳥処理事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p> <p>4 同法第21条第</p>	<p>8条の規定により許可を取り消し、又は期間を定めて事業（同法第16条に規定する認定小規模食鳥処理事業に限る。）の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p> <p>4 同法第9条の規定により施設（同法第16条に規定する認定小規模食鳥処理事業に係る施設に限る。）の整備改善を命じ、若しくは改善を行う間、施設の全部若しくは一部の使用を禁止し、又は許可を取り消し、若しくは期間を定めて当該食鳥処理事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p>	<p>衛生管理者の設置の届出又は変更の届出を受理すること。</p> <p>4 同法第14条の規定による休廃止等の届出を受理すること。</p> <p>5 同法第16条第1項及び第2項の規定により確認規程又はその変更をすること。</p> <p>6 同法第16条第7項の規定により確認の状況の報告を受理すること。</p> <p>7 同法第16条第8項の規定により確認規程の廃止の届出を受理し、その効力を失う日と。</p>			
--	--	---	--	---	--	--	--

		<p>1 項の規定による指定検査機関に食鳥検査を委任すること。</p>	<p>5 同法第13条の規定により食鳥処理業者に対し、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。</p> <p>6 同法第16条第6項の規定により認定小規模食鳥処理事業者に対し、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。</p> <p>7 同法第39条の規定により食鳥検査等を実施する職員を指定を行うこと。</p>			
<p>12 狂犬病の予防に関すること。</p>		<p>1 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第10条の規定により狂犬病発生時必要と認められた場合のけい留命令をすること。</p> <p>2 同法第13条の規定による臨時の</p>	<p>1 同法第18条の規定によりけい留されていない犬を抑留すること。</p> <p>2 犬捕獲人の指定に関すること。</p>			

		<p>予防注射の実施に関する事 こと。</p> <p>3 同法第15条の規定により狂犬病発生時における移動を制限すること。</p> <p>4 同法第18条の2の規定によりけい留されていない犬を棄殺すること。</p> <p>5 犬抑留所又は犬焼却場を設置すること。</p>					
<p>1.3 動物の愛護及び管理に関する事 こと。</p>				<p>1 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第4条の規定による動物愛護週間の実施に関する事 こと。</p> <p>2 同法第35条の規定による犬及び猫の引取りに関する事 こと。</p> <p>3 同法第36条の規定による負傷動</p>			

				物等の収容に関する事		
14 愛玩動物看護師養成所に関する事			1 愛玩動物看護師法(令和元年法律第50号)第31条第2号の規定による愛玩動物看護師養成所の指定に関する事。 2 愛玩動物看護師養成所指定規則(令和3年農林水産省・環境省令第7号)第7条の規定による指定の取消しに関する事。	1 同規則第3条の規定による変更の承認及び届出に関する事。 2 同規則第6条の規定による報告の徴収及び指示に関する事。		
15 食肉衛生検査所に関する事						
16 動物愛護センターに関する事						
<p>別表第3の4の表長寿社会局の部高齢者支援課の款第5項及び第6項中「認知症対策・地域ケア推進課」を「認知症施策・地域ケア推進課」に改め、同部認知症対策・地域ケア推進課の款中「認知症対策・地域ケア推進課」を「認知症施策・地域ケア推進課」に改め、同表子ども・障がい福祉局の部子ども家庭福祉課の款中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。</p>						
10 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)の施行に関する事						

別表第3の5の表県民生活局の部消費生活課の款第6項部内局長専決事項の欄第2号中「第40条第3項、第5項又は第9項」を「第40条第1項、第3項、第5項又は第10項」に改め、同款第12項部内局長専決事項の欄に次の1号を加える。
 2 同法第4条第4項の規定により裁定をすること。
 別表第3の8の表団体支援課の部第1項課長専決事項の欄第6号中「設立届」を「成立届」に改め、同部第3項を次のように改める。

<p>3 水産関係 団体に関する こと。</p>	<p>1 水産業 協同組 合法（昭 和23年 法律第 24号） 第124 条の2 の規定 により 水産業 協同組 合に対 して解 散を命 じ、及 び組合 等登記 令の規 定によ り解散 の嘱託 登記を するこ と。 2 同法 第125 条の規 定によ り決議 又は選 挙若し くは当 選の取 消しを するこ と。</p>	<p>1 同法第 64条の 規定に よる設 立の認 可をす ること。 2 同法第 66条の 2の規 定によ り設立 認可の 取消し をする こと。 3 同法第 68条第 2項の 規定に よる解 散の決 議の認 可をす ること。 4 同法第 69条第 2項の 規定に よる合 併の認 可をす ること。 5 同法第 123条 の2の 規定に よる水 産業協 同組合 に対する 監督上 必要な 命令を すること。 6 同法第 124条 の規定 により 水産業 協同組 合の違 反行為 に対し 必要な</p>	<p>1 同法第 43条第 1項の 規定に よる一 時理事 等を選 任し、 又は総 会を招 集する こと。 2 同法第 48条第 2項の 規定に よる定 款変更 を認可 すること。 3 同法第 68条第 4項及 び第6 項の規 定によ り解散 届を受 理する こと。</p>	<p>1 同法第 11条の 5の規 定によ り信用 事業規 程の制 定、変 更及び 廃止の 認可を するこ と。 2 同法第 15条の 2の規 定によ り共済 規程の 制定、 変更及 び廃止 の認可 をする こと。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

		措置をす ること。			
--	--	--------------	--	--	--

別表第3の8の表水産局の部漁港漁場整備課の款第1項部内局長専決事項の欄第10号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同款第4項分掌事務の欄中「沿岸漁場」を「漁場」に改め、同項部内局長専決事項の欄第1号を次のように改める。

1 漁場整備計画の策定に関すること。

別表第3の8の表水産局の部漁港漁場整備課の款第4項部内局長専決事項の欄第2号を削る。

別表第3の9の表道路都市局の部都市計画課の款第2項及び第3項中「益城復興推進室」を「人吉・益城復興推進室」に改める。

附 則

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 熊本県すまい対策室設置規程（平成28年熊本県訓令第30号）
- (2) 熊本県空港アクセス整備推進室設置規程（平成31年熊本県訓令第4号）
- (3) 熊本県衛生環境室設置規程（令和3年熊本県訓令第4号）

熊本県訓令第5号

本庁各部（公室・局）課（グループ）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令
熊本県広域本部処務規程（平成25年熊本県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第173条第2項第3号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「から第6項まで及び第8項の規定による許可、協議、」を「及び第4項の規定による許可及び協議並びに同法第39条の2第1項及び第2項の規定による」に改める。

別表第1 県央広域本部の項中 「街路用地課
区画整理用地課」 を 「街路・区画
整理用地課」 に改め、同表県北広域本

部の項中 「用地第二課
工務課」 を 「用地第二課
用地第三課
工務第一課
工務第二課」 に改める。

別表第2 県央広域本部上益城地域振興局の項中 「維持管理調整課」 を 「維持管理調
災害工務課
整課」 に改め、同表県南広域本部芦北地域振興局の項中 「工務第一課
工務第二課」 を 「工務課
〇」 に改める。

別表第3 総務部の部総務課の項分掌事務の欄中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

10 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の施行に関すること。

別表第3 土木部の部益城復興事務所の款街路用地課の項を次のように改める。

「街路・区画整理
用地課」 用地の取得及び地上物件等の補償に関すること（平成28年熊本地
震に起因する街路事業及び区画整理事業に係るものに限る。）。

別表第3 土木部の部益城復興事務所の款区画整理用地課の項を削る。

別表第4 総務振興課の項分掌事務の欄中「（昭和36年法律第223号）」を削る。

別表第5 土木部の部に次のように加える。

災害工務課	1 建設工事（令和5年梅雨前線豪雨による災害に起因する災害復旧事業に係る建設工事に限る。次号、第4号及び第5号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。
	2 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものに限る。）。
	3 国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関すること。
	4 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に関すること。
	5 建設工事の受託施行に関すること。

別表第7 総務課の項分掌事務の欄中第9号から第14号までを削り、同表技術管理課の項分掌事務の欄を次のように改める。

- 1 建設業者の実態調査に関すること。
- 2 建設業法第11条第2項及び第3項の規定による届出に関すること。
- 3 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条第1項及び第12条第

- 1 項の規定による届出に関する事。
- 4 浄化槽法第33条第3項の規定による届出に関する事。
- 5 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に関する事。
- 6 土木事務所内の調整に関する事。

別表第8土木部の部用地第一課の項分掌事務の欄第1号中「基幹道路整備事業等に係るもの」の次に「並びに合志市及び菊池郡の区域における公共下水道事業に係るもの」を加え、同部用地第二課の項分掌事務の欄第1号中「基幹道路整備事業等に係るものに限る。」の次に「次号において同じ。」を加え、同欄第2号中「合志市」を「菊池郡」に改め、同項の次に次のように加える。

用地第三課	1 用地の取得及び地上物件等の補償（合志市及び菊池郡の区域における公共下水道事業に係るものに限る。次号において同じ。）に関する事。
	2 用地の取得及び地上物件等の補償の受託施行に関する事。

別表第8土木部の部工務課の項課の欄中「工務課」を「工務第一課」に改め、同項分掌事務の欄第1号中「及び防災対策事業」を「、防災対策事業及び菊池南部地域における基幹道路整備事業等」に、「この表」を「次号、第4号及び第5号」に改め、同欄第7号中「（阿蘇地域振興局にあっては工務第一課及び工務第二課）」を削り、同項の次に次のように加える。

工務第二課	1 建設工事（菊池南部地域における基幹道路整備事業等に係る建設工事に限る。次号から第4号までにおいて同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関する事（山鹿市、菊池市、合志市及び菊池郡の区域に係るものに限る。）
	2 建設工事の総合評価方式による入札（落札者決定基準に係るものに限る。）に関する事（山鹿市、菊池市、合志市及び菊池郡の区域に係るものに限る。）
	3 建設工事の検査に関する事（山鹿市、菊池市、合志市及び菊池郡の区域に係るものに限る。）
	4 建設工事の受託施行に関する事（山鹿市、菊池市、合志市及び菊池郡の区域に係るものに限る。）

別表第15土木部の部維持管理調整課の項分掌事務の欄第19号中「（令和2年7月豪雨による災害に起因する河川及び砂防に係る災害復旧事業に係る建設工事を除く。）」を削り、同部工務第一課の項課の欄中「工務第一課」を「工務課」に改め、同部工務第二課の項を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県訓令第6号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県家畜保健衛生所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和6年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県家畜保健衛生所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県家畜保健衛生所処務規程（昭和31年熊本県訓令第433号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第22号を第27号とし、第21号の次に次の5号を加える。

- (22) 家畜改良増殖法第25条の2第1項又は第2項の規定による家畜人工授精所に係る届出の受理に関する事。
- (23) 家畜改良増殖法第26条第1項又は第2項の規定による家畜人工授精所の開設の許可の取消し又はその使用の停止に関する事。
- (24) 家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第38条第1項の規定による家畜人工授精所の開設の許可証の書換交付に関する事。
- (25) 家畜改良増殖法施行規則第39条第1項の規定による家畜人工授精所の開設の許可証の再交付に関する事。
- (26) 家畜改良増殖法施行規則第40条第1項、第2項又は第3項の規定による家畜人工授精所の開設の許可証の返納の受理、提出の受理又は返還に関する事。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県訓令第7号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県産業技術センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和6年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県産業技術センター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県産業技術センター処務規程（昭和31年熊本県訓令第1248号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 半導体技術室

第4条ものづくり室の項の次に次の1項を加える。

半導体技術室

(1) 半導体製造関連技術の試験研究及び指導に関すること。

(2) 半導体応用技術の試験研究及び指導に関すること。

(3) 半導体関連企業間の連携支援に関すること。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県訓令第8号

本庁各部（公室・局）課（グループ）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員被服類貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員被服類貸与規程の一部を改正する訓令
熊本県職員被服類貸与規程（昭和38年熊本県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2技術短期大学校に勤務する職業訓練指導員の部電子情報技術科及び情報システム技術科の担当の教授、准教授及び講師の項中「及び情報システム技術科」を「、情報システム技術科及び半導体技術科」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県訓令第9号

本庁各部（公室・局）課（グループ）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県立技術短期大学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立技術短期大学校処務規程の一部を改正する訓令
熊本県立技術短期大学校処務規程（平成9年熊本県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「及び情報システム技術科」を「、情報システム技術科及び半導体技術科」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県訓令第10号

本庁各部（公室・局）課（グループ）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令
熊本県兼職命令規程（平成21年熊本県訓令第45号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中	「企画振興部企画課	企画振興部地域・文化振興局地域振興課	を
		企画振興部地域・文化振興局文化企画・世界遺産推進課	
		企画振興部交通政策・統計局交通政策課	
		企画振興部球磨川流域復興局付	

「企画振興部企画課	企画振興部地域・文化振興局地域振興課
	企画振興部地域・文化振興局文化企

	画・世界遺産推進課 企画振興部交通政策・統計局交通政策課 企画振興部交通政策・統計局空港アクセス鉄道整備推進課 企画振興部球磨川流域復興局付	に改め、同表健康
--	---	----------

福祉部長寿社会局高齢者支援課の項中「健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課」を「健康福祉部長寿社会局認知症施策・地域ケア推進課」に改める。

附 則
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

**熊本県訓令第11号
熊本県公営企業管理規程第4号**

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関
企 業 局

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和6年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令
熊本県行政文書管理規程（平成24年熊本県訓令第9号、平成24年熊本県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1項中「交通政策課 交政」を「交通政策課 交政 空港アクセス鉄道整備推進課 空鉄」に、「認知症対策・地域ケア推進課 認地」を「認知症施策・地域ケア推進課 認地」に改める。

別表第1の2の項中「益城復興事務所街路用地課 央益街用 益城復興事務所区画整理用地課 央益区用」を「益城復興事務所街路・区画整理用地課 央益街区用」に、「維持管理調整課 上益城維管調」を「維持管理調整課 上益城維管調 災害工務課 上益城災工」に、「用地第二課 北用二」を「用地第二課 北用二 用地第三課 北用三」に、「工務課 北工」を「工務第一課 北工一 工務第二課 北工二」に、「工務第一課 芦北工一 工務第二課 芦北工二」を「工務課 芦北工」に改める。

附 則
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。